

# 障害児通所支援事業所の人員、設備及び運営に関する基準について

障害福祉課 管理・指定グループ

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）の改正により、令和5年4月1日から変更となる取り扱いや規定は以下のとおりです。基準省令を遵守し、適切な支援を実施してください。

## 1. 障害福祉サービス経験者の取り扱いについて

**（対象：児童発達支援、放課後等デイサービス）**

令和3年度の報酬改定時に設けられた経過措置により、令和3年4月1日において、現に指定を受けている指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所については、令和5年3月31日までの間は、障害福祉サービス経験者についても基準上必要な従業者の員数に加えることが可能とされたところです。

令和4年度末(令和5年3月31日)をもってこの経過措置期間が終了することから、令和5年度以降は、児童指導員又は保育士を基準どおり適切に配置してください。

## 2. インクルーシブ保育について

**（対象：児童発達支援）**

- ・基準省令第5条第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第一条第二項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

令和4年度の基準省令改正により新たに規定が設けられました。当該保育を実施する場合は、別紙「**保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について**（令和4年12月26日厚生労働省事務連絡）」を参照してください。

## 3. 安全計画の策定等について

**（対象：障害児通所支援の全サービス）**

- ・事業所は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」とい

- う。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ・事業所は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
  - ・事業所は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
  - ・事業所は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

令和4年度の基準省令改正により新たに規定が設けられました。**上記の内容を各事業所の運営規程に追加するとともに、運営規程を変更した事業所は、運営規程の変更に係る変更届を障害福祉課へ提出してください。**運営規程の変更に当たっては、豊橋市障害福祉課のホームページに掲載されている運営規程(例)を参考としてください。

運営規程(例)掲載ページ <https://www.city.toyohashi.lg.jp/37968.htm>

#### 4. 自動車を運行する場合の所在の確認について

(対象：児童発達支援、放課後等デイサービス)

- ・事業所は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。
- ・事業所は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

令和4年度の基準省令改正により新たに規定が設けられました。自動車による送迎等の実施に当たっては、別紙「**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)**(令和4年12月28日子発1228第1号・障発1228第4号)」を参照してください。

#### 5. 運営規程に係る変更届の提出

「3. 安全計画の策定等について」に基づき運営規程を変更した事業所は、運営規程の変更に係る変更届を以下の期日までに障害福祉課へ提出してください。

**提出期日：令和5年5月31日(水)**